

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 (株)明文堂印刷

(定價 一箇年 三万八千八百八十円)

# 大分県報

平成二十九年  
第二九〇一号  
七月二十五日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
- 遊漁規則の変更認可(三件)……………二
- 道路区域の変更……………四
- 道路の供用開始……………四
- 公共測量の実施……………五
- 競争入札参加者の資格に関する公示(二件)……………五
- 一般競争入札の実施(二件)……………七

## 告示

**大分県告示第四百四十二号**  
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
平成二十九年七月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
一 申請の概要  
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分市中島西三丁目五番一号  
佐伯・旭特定建設工事共同企業体  
代表構成員 株式会社 佐伯建設 代表取締役社長 川崎栄一

2 特定事業場の所在地及び名称  
大分県白杵市大字深江  
平成二十八年度交付地改白第二号道路改良工事  
3 設置される特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント

4	汚水等の処理の方法	汚水等の状態の値	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	通常の値	最大の値
			mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日		
		りん含有量	窒素含有量	一、五〇〇	一六〇	一六〇	通常の値			
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	最大の値	三	六	
		一	一	三、〇〇〇	一六〇	一一				
		二	二							

5	排出水の量及び汚染状態の値								汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類														
	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位													通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	なし	四時間	許可日以降	許可日以降	許可日以降	縦一六・〇m × 横六・〇m × 高さ五・八m	鋼製	六〇m <sup>3</sup> /時間	中和・凝集沈殿・脱水	濁水処理施設
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	単位	m <sup>3</sup> /日													通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	なし	四時間	許可日以降	許可日以降	許可日以降	縦一六・〇m × 横六・〇m × 高さ五・八m	鋼製	六〇m <sup>3</sup> /時間	中和・凝集沈殿・脱水	濁水処理施設
	一	一	一五〇〇	一六〇	一六〇	一〇	単位	m <sup>3</sup> /日													通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	なし	四時間	許可日以降	許可日以降	許可日以降	縦一六・〇m × 横六・〇m × 高さ五・八m	鋼製	六〇m <sup>3</sup> /時間	中和・凝集沈殿・脱水	濁水処理施設
<p>大分県告示第四百四十三号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十九年七月二十五日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p> <p>一 漁業権者の名称及び住所 山国川漁業協同組合 中津市本耶馬溪町樋田九十一番地五</p> <p>二 漁業権の免許番号 内共第一号</p> <p>三 遊漁規則の変更の内容</p> <p>変更箇所 変更後 変更前</p>																																		
		<p>排出水の量及び汚染状態の値</p> <p>項目</p> <p>単位</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>なし</p> <p>四時間</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>縦一六・〇m × 横六・〇m × 高さ五・八m</p> <p>鋼製</p> <p>六〇m<sup>3</sup>/時間</p> <p>中和・凝集沈殿・脱水</p> <p>濁水処理施設</p>																																
		<p>排出水の量及び汚染状態の値</p> <p>項目</p> <p>単位</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>なし</p> <p>四時間</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>縦一六・〇m × 横六・〇m × 高さ五・八m</p> <p>鋼製</p> <p>六〇m<sup>3</sup>/時間</p> <p>中和・凝集沈殿・脱水</p> <p>濁水処理施設</p>																																
		<p>排出水の量及び汚染状態の値</p> <p>項目</p> <p>単位</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>なし</p> <p>四時間</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>縦一六・〇m × 横六・〇m × 高さ五・八m</p> <p>鋼製</p> <p>六〇m<sup>3</sup>/時間</p> <p>中和・凝集沈殿・脱水</p> <p>濁水処理施設</p>																																
		<p>排出水の量及び汚染状態の値</p> <p>項目</p> <p>単位</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>通常の値</p> <p>最大の値</p> <p>なし</p> <p>四時間</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>許可日以降</p> <p>縦一六・〇m × 横六・〇m × 高さ五・八m</p> <p>鋼製</p> <p>六〇m<sup>3</sup>/時間</p> <p>中和・凝集沈殿・脱水</p> <p>濁水処理施設</p>																																

第六條 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、肢体不自由者は次に掲げる額の二分の一に相当する額とし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは五百円を加算した額とする。

魚種	全漁業権対象魚種（あゆ、はえ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、すっぽん、えのは）	一日	二、〇〇〇円
	あゆを除く漁業権対象魚種	一日	一、〇〇〇円
魚種	全漁業権対象魚種（あゆ、はえ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、すっぽん、えのは）	一日	一、五〇〇円
	あゆを除く漁業権対象魚種	一日	五〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成三十年四月一日

大分県告示第四百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十五日

- 一 漁業権者の名称及び住所  
大野川漁業協同組合  
豊後大野市犬飼町久原六百八十六番地五

大分県知事 広瀬 貞

平成二十九年七月二十五日

二 漁業権の免許番号  
内共第三号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

第六條 禁止区（第一項）	第六條 次を表の左欄に掲げる区域において、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁してはならない。	第六條 次を表の左欄に掲げる区域において、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁してはならない。
区域	大野川 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から一〇メートル上流の地点より下流一五〇メートルの間の区域	大野川 大分市下判田の大野川ゴルフ場入口の水路から一〇メートル上流の地点より下流一五〇メートルの間の区域
期間	十月十日から十二月三十一日まで	十月十日から十二月三十一日まで

四 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成二十九年七月十一日

大分県告示第四百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十五日

大分県知事 広瀬 貞

大分県報（告示）

<p>一 漁業権者の名称及び住所 宇目町漁業協同組合 佐伯市宇目大字千束千七十五番地</p> <p>二 漁業権の免許番号 内共第十号</p> <p>三 遊漁規則の変更の内容</p>	<p>変更後</p> <p>第三条 次の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内であればならぬ。</p>	<p>変更前</p> <p>第三条 次の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内であればならぬ。</p>	<p>変更後</p> <p>漁具・漁法 (略)</p> <p>規模</p> <p>つけばり (略)</p> <p>つけばりの本数一人五本以内</p>	<p>変更前</p> <p>漁具・漁法 (略)</p> <p>規模</p> <p>つけばり (略)</p> <p>つけばりの本数一人一〇本以内</p>	<p>第七條 第二條一項の承認を受けた遊漁者が宇目町漁業協同組合事務所 (佐伯市宇目) で納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所が漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に百円を付加した額とする。</p>	<p>第七條 第二條一項の承認を受けた遊漁者が宇目町漁業協同組合事務所 (佐伯市宇目) で納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所が漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に百円を付加した額とする。</p>	<p>魚種 (略)</p> <p>ふな・はえ・えのは・わか</p> <p>うなぎ</p>	<p>魚種 (略)</p> <p>ふな・はえ・えのは・わか</p> <p>うなぎ</p>	<p>大分県告示第四百四十七号</p> <p>道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年七月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年七月二十五日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>四 変更後の遊漁規則の施行の日</p> <p>平成三十年一月一日</p> <p>大分県告示第四百四十六号</p> <p>道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年七月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年七月二十五日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区間</p> <p>大分市大字賀来字御坊迫二〇六六番地先から大分市大字賀来字縫戸平一八一九番一地先まで</p> <p>区域変更前後別</p> <p>敷地の幅員</p> <p>延長</p> <p>前</p> <p>後</p> <p>メートル</p> <p>メートル</p> <p>一五・〇</p> <p>一八・〇</p> <p>五三一・〇</p> <p>五一九・〇</p> <p>〽三・五</p> <p>〽一〇・五</p>
--	--	--	--	---	---	---	--	--	--	--	---

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道小狭間大分線	大分市大字賀来字片面一七五〇番一地从先から大分市大字賀来字片面一七四六番三まで	平二九・七・二五
----------	---	----------

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅前館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十九年七月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点設置）

二 作業の地域

大分県宇佐市安心院町松本地内

三 作業の期間

平成二十九年三月一日から同年十月二十三日まで

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年七月二十五日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

注射薬自動払出装一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地

電話 ○九七―五四六―七三〇二

3 申請の時期

平成二十九年七月二十五日

大分県報（告示・公告）



平成二十九年七月二十五日から平成二十九年九月四日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成二十九年十月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合
- (三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- (四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年七月二十五日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

微生物同定測定装置及び感受性測定装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事、保守委託料を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地  
電話 〇九七―五四六―七三〇一

3 申請の時期

平成二十九年七月二十五日から平成二十九年九月四日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成二十九年十月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年7月25日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

注射薬自動払出装一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事を含む。）

(2) 納入期限  
平成30年3月30日（金）

(3) 納入場所  
大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。

(3) 入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班  
〒870-8511 大分市大字豊饒476番地  
電話 097-546-7302

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

平成29年7月25日（火）から平成29年9月4日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請の提出先

上記2の(3)に同じ

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班  
〒870-8511 大分市大字豊饒476番地  
電話 097-546-7302

(2) 日時

平成29年7月25日（火）から平成29年9月4日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

<p>5 入札説明書の交付場所及び日時 上記4に同じ</p>	<p>てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p>
<p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p>	<p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
<p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 平成29年9月5日（火）午前10時</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月4日（月）午後5時までに必需のこと。</p>	<p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p>
<p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 日 時 平成29年9月5日（火）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全</p>	<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p>



<p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称 上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他 この調達、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Article:Automatic ampule dispensing system Quantity: 1 set</p> <p>(2) Delivery period By 30 March, 2018</p> <p>(3) Delivery place Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender 10:00a.m. 5 September, 2017</p> <p>(5) Contact office for contract Supplies and Property Management Section Accounting Management Division Oita Prefectural Hospital 476 Bunyou, Oita City 870-8511 Tel 097-546-7302</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 平成29年7月25日</p> <p>大分県立病院長 井 上 敬 郎</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 微生物同定測定装置及び感受性測定装置一式 (本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事、保守委託料を含む。)</p> <p>(2) 納入期限 平成30年3月30日 (金)</p> <p>(3) 納入場所 大分県立病院</p>	<p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。</p> <p>(3) 入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成29年7月25日 (火) から平成29年9月4日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請の提出先 上記2の(3)に同じ</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>(2) 日時 平成29年7月25日 (火) から平成29年9月4日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び日時 上記4に同じ</p> <p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必</p>
---	---

要な資格を得ている者であること。

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。  
 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

8 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

(2) 提出期限 平成29年9月5日（火）午前10時10分

ただし、郵送の場合は、同月4日（月）午後5時までに必着のこと。

9 開札の場所、日時等

(1) 開札場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

(2) 日 時 平成29年9月5日（火）午前10時10分

(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この

場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

10 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結

しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

11 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

(2) 入札に関する条件に違反したもの

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

13 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に係る関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局の名称

上記2の(3)に記載する部局とする。

15 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Article:Rapid microorganisms identification system & automated antimicrobial susceptibility testing system  
Quantity: 1 set
- (2) Delivery period  
By 30 March, 2018
- (3) Delivery place  
Oita Prefectural Hospital
- (4) Time limit for tender  
10:10a.m. 5 September, 2017
- (5) Contact office for contract  
Supplies and Property Management Section  
Accounting Management Division  
Oita Prefectural Hospital  
476 Bunyou, Oita City 870-8511  
Tel 097-546-7302